

新旧対照表（案）

○世田谷区立図書館条例

新	旧
<p>世田谷区立図書館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年10月15日 条例第44号</p> <p>改正 昭和43年3月1日条例第8号 昭和43年12月7日条例第59号 昭和44年12月1日条例第43号 昭和47年12月1日条例第46号 昭和49年12月1日条例第50号 昭和54年9月29日条例第56号 昭和55年4月1日条例第21号 昭和56年6月20日条例第41号 昭和59年6月20日条例第40号 昭和59年12月1日条例第58号 昭和63年3月15日条例第25号 平成元年6月21日条例第42号 平成6年3月14日条例第22号 平成10年3月12日条例第34号 平成18年6月20日条例第58号</p> <p>東京都世田谷区立図書館条例（昭和25年10月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 世田谷区に図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、世田谷区立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p> <p>（構成、名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館は、中央図書館及び地域図書館によって構成する。</p> <p>2 中央図書館及び地域図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">全部改正〔昭和63年条例25号〕</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）<u>図書館法第3条各号に掲げる事項に関する事業。</u></p> <p>（2）<u>前号に掲げるもののほか、世田谷区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が必要と認める事業。</u></p> <p>（利用の制限等）</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>（1）<u>他人に迷惑をかけ、又は図書館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p>（2）<u>前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</u></p>	<p>世田谷区立図書館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年10月15日 条例第44号</p> <p>改正 昭和43年3月1日条例第8号 昭和43年12月7日条例第59号 昭和44年12月1日条例第43号 昭和47年12月1日条例第46号 昭和49年12月1日条例第50号 昭和54年9月29日条例第56号 昭和55年4月1日条例第21号 昭和56年6月20日条例第41号 昭和59年6月20日条例第40号 昭和59年12月1日条例第58号 昭和63年3月15日条例第25号 平成元年6月21日条例第42号 平成6年3月14日条例第22号 平成10年3月12日条例第34号 平成18年6月20日条例第58号</p> <p>東京都世田谷区立図書館条例（昭和25年10月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 世田谷区に図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、世田谷区立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p> <p>（構成、名称及び位置）</p> <p>第2条 図書館は、中央図書館及び地域図書館によって構成する。</p> <p>2 中央図書館及び地域図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">全部改正〔昭和63年条例25号〕</p>

2 図書館を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他教育委員会の指示を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第6条 指定管理者の指定は、特別の事情があると認める場合を除き、公募を経て行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 図書館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 図書館の効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準。

4 指定管理者を指定した旨の公告に係る事務は、教育委員会が処理するものとする。

(指定管理者の業務等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務のうち、教育委員会が指定した業務。

(2) 第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときに、図書館の利用を制限し、又は禁止すること。

(3) 図書館の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務。

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、図書館の適正な管理を行わなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

付 則 (昭和43年3月1日条例第8号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年12月7日条例第59号)

この条例は、昭和44年2月1日から施行する。

付 則 (昭和44年12月1日条例第43号)

この条例は、昭和45年3月1日から施行する。

付 則 (昭和47年12月1日条例第46号)

この条例の施行期日は、委員会規則で定める。

(昭和48年2月世教委規則第2号で、東京都世田谷区立奥沢図書館の項は、同48年3月1日から、昭和48年6月世教委規則第6号で、東京都世田谷区立玉川台図書館の項は、同48年6月1日から施行)

付 則 (昭和49年12月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和50年1月24日＝昭和50年1月10日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)

付 則 (昭和54年9月29日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立烏山図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和54年10月2日＝昭和54年10月2日付 東京都世田谷区教育委員会告示第3号)

付 則 (昭和55年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立下馬図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和55年5月24日＝昭和55年5月21日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)

付 則 (昭和56年6月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

付 則 (昭和43年3月1日条例第8号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年12月7日条例第59号)

この条例は、昭和44年2月1日から施行する。

付 則 (昭和44年12月1日条例第43号)

この条例は、昭和45年3月1日から施行する。

付 則 (昭和47年12月1日条例第46号)

この条例の施行期日は、委員会規則で定める。

(昭和48年2月世教委規則第2号で、東京都世田谷区立奥沢図書館の項は、同48年3月1日から、昭和48年6月世教委規則第6号で、東京都世田谷区立玉川台図書館の項は、同48年6月1日から施行)

付 則 (昭和49年12月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和50年1月24日＝昭和50年1月10日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)

付 則 (昭和54年9月29日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立烏山図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和54年10月2日＝昭和54年10月2日付 東京都世田谷区教育委員会告示第3号)

付 則 (昭和55年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立下馬図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和55年5月24日＝昭和55年5月21日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)

付 則 (昭和56年6月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和56年7月19日＝昭和56年7月11日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号)

付 則 (昭和59年6月20日条例第40号)

この条例は、昭和59年7月10日から施行する。

付 則 (昭和59年12月1日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和59年12月18日＝昭和59年12月14日付 東京都世田谷区教育委員会告示第2号)

付 則 (昭和63年3月15日条例第25号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立中央図書館及び東京都世田谷区立尾山台図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(中央図書館は、昭和63年7月26日＝昭和63年7月19日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号・尾山台図書館は、昭和63年4月6日＝昭和63年4月1日付 東京都世田谷区教育委員会告示第6号)

付 則 (平成元年6月21日条例第42号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(平成元年7月21日＝平成元年7月14日付 東京都世田谷区教育委員会告示第6号)

附 則 (平成6年3月14日条例第22号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。

(粕谷図書館は、平成10年5月29日・鎌田図書館は、同年6月7日＝平成10年5月13日付 世田谷区教育委員会規則第8号)

附 則 (平成18年6月20日条例第58号)

この条例は、平成18年7月26日から施行する。

附 則 (平成27年 月 日条例第 号)

この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。

別表 (第2条関係)

(昭和56年7月19日＝昭和56年7月11日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号)

付 則 (昭和59年6月20日条例第40号)

この条例は、昭和59年7月10日から施行する。

付 則 (昭和59年12月1日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(昭和59年12月18日＝昭和59年12月14日付 東京都世田谷区教育委員会告示第2号)

付 則 (昭和63年3月15日条例第25号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立中央図書館及び東京都世田谷区立尾山台図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(中央図書館は、昭和63年7月26日＝昭和63年7月19日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号・尾山台図書館は、昭和63年4月6日＝昭和63年4月1日付 東京都世田谷区教育委員会告示第6号)

付 則 (平成元年6月21日条例第42号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。

(平成元年7月21日＝平成元年7月14日付 東京都世田谷区教育委員会告示第6号)

附 則 (平成6年3月14日条例第22号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。

(粕谷図書館は、平成10年5月29日・鎌田図書館は、同年6月7日＝平成10年5月13日付 世田谷区教育委員会規則第8号)

附 則 (平成18年6月20日条例第58号)

この条例は、平成18年7月26日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 中央図書館

名称	位置
世田谷区立中央図書館	東京都世田谷区弦巻三丁目16番8号

2 地域図書館

名称	位置
世田谷区立梅丘図書館	東京都世田谷区代田四丁目38番10号
同 世田谷図書館	同 若林四丁目29番26号
同 砧図書館	同 祖師谷三丁目10番4号
同 奥沢図書館	同 奥沢三丁目47番8—201号
同 玉川台図書館	同 玉川台一丁目6番15号
同 代田図書館	同 代田六丁目34番13号
同 烏山図書館	同 南烏山六丁目2番19号
同 下馬図書館	同 下馬二丁目32番1号
同 深沢図書館	同 深沢四丁目33番11号
同 桜丘図書館	同 桜丘五丁目14番1号
同 尾山台図書館	同 等々力二丁目17番14号
同 上北沢図書館	同 上北沢三丁目8番9号
同 粕谷図書館	同 粕谷四丁目13番6号
同 鎌田図書館	同 鎌田三丁目35番1号
同 経堂図書館	同 宮坂三丁目1番30号

全部改正〔昭和63年条例25号〕、一部改正〔平成元年条例42号・6年22号・10年34号・18年58号〕

1 中央図書館

名称	位置
世田谷区立中央図書館	東京都世田谷区弦巻三丁目16番8号

2 地域図書館

名称	位置
世田谷区立梅丘図書館	東京都世田谷区代田四丁目38番10号
同 世田谷図書館	同 若林四丁目29番26号
同 砧図書館	同 祖師谷三丁目10番4号
同 奥沢図書館	同 奥沢三丁目47番8—201号
同 玉川台図書館	同 玉川台一丁目6番15号
同 代田図書館	同 代田六丁目34番13号
同 烏山図書館	同 南烏山六丁目2番19号
同 下馬図書館	同 下馬二丁目32番1号
同 深沢図書館	同 深沢四丁目33番11号
同 桜丘図書館	同 桜丘五丁目14番1号
同 尾山台図書館	同 等々力二丁目17番14号
同 上北沢図書館	同 上北沢三丁目8番9号
同 粕谷図書館	同 粕谷四丁目13番6号
同 鎌田図書館	同 鎌田三丁目35番1号
同 経堂図書館	同 宮坂三丁目1番30号

全部改正〔昭和63年条例25号〕、一部改正〔平成元年条例42号・6年22号・10年34号・18年58号〕